

山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、もって地球温暖化対策の推進に資することを目的として、住宅用太陽光発電システムを設置し、又は設置された住宅を購入した者に対して、予算の範囲内で山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規程 一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)が制定した住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程(平成20年12月24日制定J-PEC第0810-0007号)をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 規程第4条各号の要件に適合するシステム(以下「対象システム」という。)をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山添村内に住民登録がある者
- (2) 自己の居住の用に供する内の住宅(店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同宅を除く。以下「住宅」という。)に対象システムを設置した者、又は対象システムの設置された山添村内の新築の住宅を自己の居住の用に供するために購入した者
- (3) 村税の滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、その者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、1件当たり80,000円とする。

2 補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りとする。

(申請書の受付期間等)

第5条 補助金の交付申請の受付期間等は、別に定める募集要領によるものとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 申出書(様式第2号)

(2) 太陽光発電システムの設置がわかる書類(工事契約書、売電契約書の写し等)及び領収書の写し、対象システムの設置場所の現況を示す写真(設置の状況及び設置場所の全景が明確に分かるもの)を添付する。

(3) その他村長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による提出を第三者に代行させることができるものとする。

3 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとする。

(交付決定の通知)

第7条 村長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により補助決定者に対し通知するものとする。

(1) 交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に前条の規定による請求が行われないとき

- (2) 村長が行う調査及び指導に対して応じない場合又は不適切な行為をしたとき
- (3) 虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) その他この要綱に違反したと認めるとき

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金返還命令書(様式第6号)により金額及び期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(管理)

- 第11条 補助決定者は、対象システムをその法定耐用年数の期間中、適正に管理し、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 補助決定者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に対象システムについて次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅用太陽光発電システム処分等届出書(様式第7号)に村長が求める書類を添付して村長に提出しなければならない。
- (1) 対象システムが破損して使用できなくなったとき
 - (2) 対象システムを売却するとき
 - (3) 対象システムが設置されている家屋の用途や所有者に変更があるとき
 - (4) その他対象システムや対象システムが設置されている家屋に変更があるとき

(関係書類の保管)

第12条 補助決定者は、対象システムの設置に係る関係書類を、設置後5年間保管しなければならない。

(協力)

第13条 村長は、補助決定者に対し、必要に応じて対象システムその他地球温暖化対策への取組に関するデータの提供等協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に村長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。